

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます。（解除条件付契約書など若干の要件はあります。）

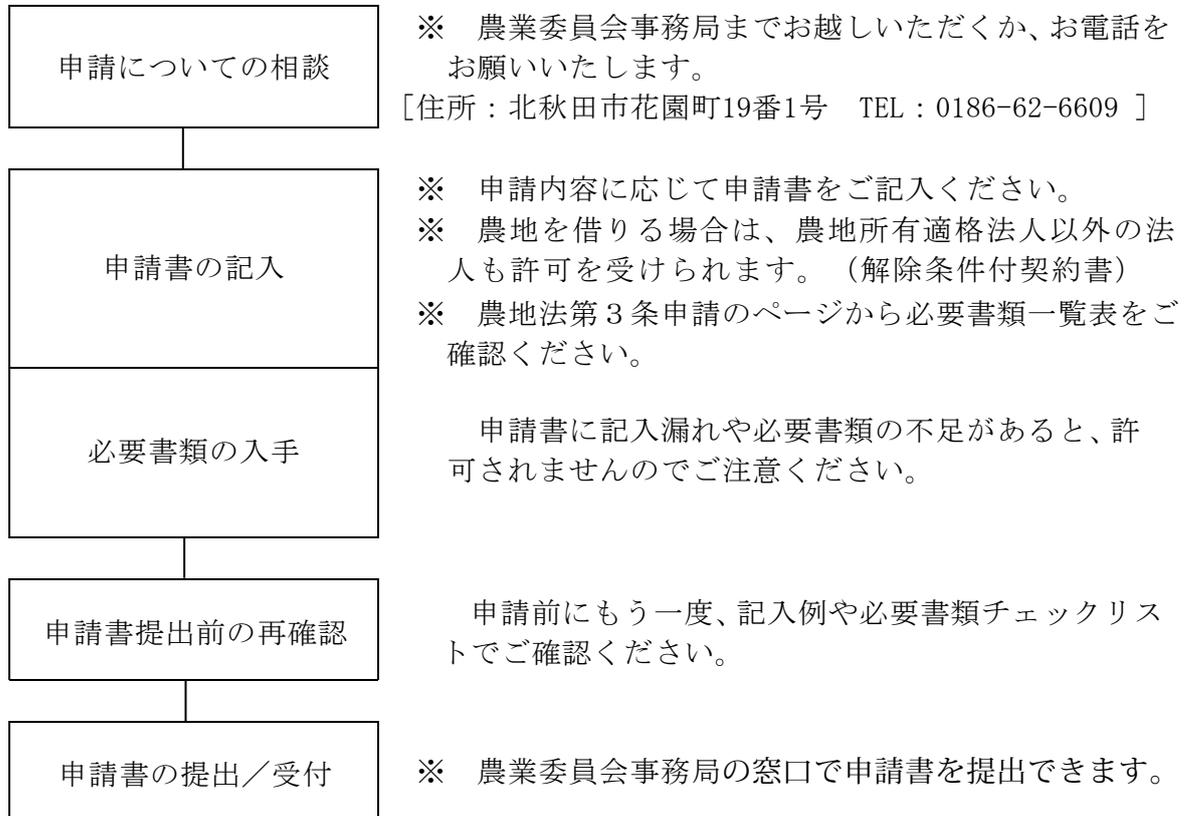
○ よくある許可されない例

- ・ 農地を引取ってほしいと頼まれたが、自分も農業をやめていて、取得した農地を自ら耕作することができない場合
→ 全部効率利用要件、農作業常時従事要件により許可されません
- ・ 農業を行っている人が、農地を取得しても耕作せずに草刈りなど保全管理のみを行う場合
→ 全部効率利用要件により許可されません
耕作に適さないような条件が悪い農地の場合は非農地証明申請の提出も検討してください。
- ・ 将来、自宅や車庫を建築するためにとりあえず農地を買っておきたい場合
→ 転用が目的の場合は、転用計画ができてから農地法5条の申請を行ってください

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどを説明いたします。
- ・ 北秋田市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を28日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ

